



# 宮 崎 県 公 報

平成23年2月28日(月曜日) 第 2263 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

## 目 次

<b>告 示</b>	頁	
○有害興行の指定…………… (こども家庭課) 1		○職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を 改正する規則…………… 5
<b>公 告</b>		<b>選挙管理委員会告示</b>
○市町村営土地改良事業の施行協議の適当の決定 (農村整備課) 1		○選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3 分の1の数…………… 8
○基本測量の実施の通知の変更…………… (管理課) 2		○選挙区における選挙権を有する者の総数の3分 の1の数…………… 8
○都市計画の変更図書の写しの縦覧 (3件) …… (都市計画課) 2		○政党その他の政治団体の設立及び異動並びに解 散の届出…………… 8
<b>企業局企業管理規程</b>		○解散した政治団体の収支報告書の要旨…………… 9
○宮崎県企業局準公金等取扱規程…………… 2		○資金管理団体の届出事項の異動及び指定取消の 届出…………… 10
<b>病院局企業管理規程</b>		<b>正 誤</b>
○病院局準公金等取扱規程…………… 3		○平成22年12月2日付け県公報 (第2240号) 中…………… 10
<b>人事委員会規則</b>		

## 告 示

### 宮崎県告示第 138号

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例 (昭和52年宮崎県条例第27号) 第14条第1項の規定により、青少年に有害な興行として次のものを指定した。

平成23年2月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

指定番号	種類	題 名	製作・配給会社名	指定年月日
22年-66	映画	トリプル不倫 濡れざかり	関根組 <オービー映画>	平成23年2月21日
22 -67	映画	囚われの淫獣	友松組 <オービー映画>	
22 -68	映画	恋の罪	ジャンゴフィルム <日活>	
22 -69	映画	となりの人妻 熟れた匂い	後藤組 <オービー映画>	
22 -70	映画	和服姉妹 愛液かきまわす	浜野組 <オービー映画>	
22 -71	映画	家庭教師と未亡人義母 ～まさぐり狂宴～	加藤組 <オービー映画>	
指定理由	内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、青少年に粗暴性若しくは残虐性を生ぜしめ、又は青少年の犯罪を誘発し、その健全な成長を阻害するおそれがあるため。			

## 公 告

土地改良法 (昭和24年法律第 195号) 第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、高千穂町が行う土地改良

事業 (上村地区、ため池等整備事業) の施行協議を適当と決定した。  
。なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成23年2月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 縦覧に供する書類  
決定に係る土地改良事業計画書写し
- 2 縦覧期間  
平成23年2月28日から平成23年3月29日まで
- 3 縦覧場所  
高千穂町役場農地整備課内

平成23年1月6日付け宮崎県公報第2248号で公告した基本測量の実施の通知について、国土交通省国土地理院長から次のとおり変更する旨の通知があった。

平成23年2月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

変更前

- 2 作業地域（関係市町）  
都城市、日南市、小林市、日向市、串間市、西都市、三股町、国富町、高鍋町、都農町、門川町

変更後

- 2 作業地域（関係市町）  
都城市、日南市、小林市、日向市、串間市、西都市、三股町、国富町、高鍋町、都農町

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、都市計画の図書の写しが送付されたので、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成23年2月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 都市計画を定める者の名称  
宮崎市
- 2 都市計画の種類及び名称  
宮崎広域都市計画道路  
3・6・12号 現王通線

- 3 縦覧場所  
宮崎県県土整備部都市計画課  
宮崎県宮崎土木事務所

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、都市計画の図書の写しが送付されたので、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成23年2月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 都市計画を定める者の名称  
宮崎市
- 2 都市計画の種類及び名称  
田野都市計画公園  
2・2・3号 南原1号街区公園  
2・2・5号 南原3号街区公園
- 3 縦覧場所  
宮崎県県土整備部都市計画課  
宮崎県宮崎土木事務所

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、都市計画の図書の写しが送付されたので、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成23年2月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 都市計画を定める者の名称  
高千穂町
- 2 都市計画の種類及び名称  
高千穂都市計画下水道  
高千穂公共下水道
- 3 縦覧場所  
宮崎県県土整備部都市計画課  
宮崎県西臼杵支庁

## 企業局企業管理規程

宮崎県企業局準公金等取扱規程をここに公表する。

平成23年2月28日

宮崎県企業局長 濱 砂 公 一

### 宮崎県企業局企業管理規程第1号

#### 宮崎県企業局準公金等取扱規程

（目的）

第1条 この規程は、企業局に勤務する職員（臨時又は非常勤の職にある者を含む。以下「職員」という。）が取り扱う準公金及び所属親睦会経費（以下「準公金等」という。）について、取扱いの基準及び手続に関し必要な事項を定めることにより、会計事務の適正化と事故防止を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において「準公金」とは、会計法（昭和22年法律第35号）及び企業局会計規程（平成14年宮崎県企業局企業管理規程第6号）の適用を受けない現金及び預金（以下「現金等」という。）で、職員が職務上出納又は保管する次に掲げるものをいう。

- (1) 協議会等資金 協議会、協会、実行委員会等であって、本庁並びに出先機関（以下「所属」という。）が事務局となり、職員が会計事務を行っている団体（法人格を有する団体及びその団体の支部（本部と一体となって事業及び経理を行っている支部に限る。）を除く。以下「協議会等」という。）の所有に属する現金等をいう。
- (2) その他の資金 協議会等の所有に属さない、実費として徴収した公金収納しない現金等又は私人の所有に属する現金等をいう。

2 この規程において、「所属親睦会経費」とは、職員が出納又は保管する所属単位の親睦会の所有に属する現金等をいう。

（準公金の取扱基準）

第3条 所属長は、所属内の準公金について、次に掲げるいずれかの要件を満たす場合に限り、職員に取り扱わせることができる。

- (1) 準公金を取り扱うことが公共性を有すること。
- (2) 準公金を取り扱うことが局の処理すべき事務と密接な関係を有すること。
- 2 所属長は、協議会等資金のうち、他の公共団体又は民間団体と共同で運営する協議会等に係るものについては、当該協議会等の運営を局が主体となって行う必要があるなど合理的な理由がある場合に限り、職員に取り扱わせることができる。
- 3 所属長は、所属内の準公金について、職員が取り扱う妥当性及び必要性を常に検証し、その取扱いの見直しに努めなければならない。  
(準公金の取扱指針)
- 第4条 職員は、準公金の出納又は保管については、公金に準じて厳正に取り扱わなければならない。
- 2 所属長は、所属内の準公金について、取扱いの実態を把握するとともに、厳正に取り扱うよう職員を指導することにより、事故防止に努めなければならない。  
(出納責任者)
- 第5条 所属長は、準公金の会計事務の適正な執行を図るために、準公金ごとに出納責任者を定めるものとし、本庁にあっては課長補佐以上、出先機関にあっては副所長以上の職の者を充てるものとする。  
(出納責任者の責務)
- 第6条 準公金の出納責任者は、自らの役割と責任を自覚し、次に掲げる事項を実施しなければならない。
- (1) 準公金の会計担当者を指導及び監督すること。
- (2) 会計事務の方法及び金銭出納簿等の様式を定めた会計事務取扱要領を整備すること。
- (3) 収入、支出及び精算の行為について、適正に処理されているかを確認するとともに、年2回以上定期的に出納に関する証拠書類を点検し、その結果を所属長に報告すること。
- (4) 準公金を預金口座で管理している場合は、その預金口座の届出印を、やむを得ない場合を除き自らの個人印とし、自らが管理するとともに、その預金口座の通帳を準公金の会計担当者以外の者に管理させること。  
(会計事務の方法等)
- 第7条 準公金の会計担当者は、次に掲げる事項を遵守して、会計事務を行わなければならない。
- (1) 原則として個別の預金口座によって管理すること。
- (2) 収入金を受け入れるときは、その金額及び内訳等を記載した収入調書を作成し、前条第2号の会計事務取扱要領で定める決裁権者（以下「決裁権者」という。）の決裁を受けること。
- (3) 支出するときは、その金額及び内訳等を記載した支出調書を作成し、決裁権者の決裁を受けること。
- (4) 収入又は支出に際しては、原則として口座振替の方法を用いること。
- (5) 収入又は支出における証拠書類を整理保管し、5年間保存すること。
- (6) 人事異動等により会計事務を引き継ぐ場合には、預金通帳、帳簿その他の証拠書類を添えた引継書を作成して引き継ぎを行うこと。  
(所属親睦会経費への準用)
- 第8条 第4条から第6条までの規定は、所属親睦会経費について準用する。
- 2 所属親睦会経費の出納責任者は、前条各号に掲げる事項を遵守して会計事務を行うよう所属親睦会経費の会計担当者を指導しなければならない。  
(検査及び措置の要求等)
- 第9条 副局長は、準公金等の取扱いに関し必要があると認めるときは、関係書類を検査し、所属長に取扱事務に関する報告を求めることができる。
- 2 副局長は、前項の規定による検査の結果、改善を要する事項又は検討を要する事項があると認めるときは、所属長に対して必要な措置を講ずることを求めることができる。
- 3 所属長は、前項の規定により講じた措置を、速やかに、副局長に報告しなければならない。  
(委任)
- 第10条 この規程に定めるもののほか、準公金等の会計事務の適正化及び事故防止に関し必要な事項は、副局長が別に定める。
- 附 則  
この企業管理規程は、公表の日から施行し、平成23年2月1日から適用する。

## 病院局企業管理規程

病院局準公金等取扱規程をここに公表する。

平成23年2月28日

宮崎県病院局長 甲斐 景早文

宮崎県病院局企業管理規程第1号

病院局準公金等取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、病院局に勤務する職員（臨時及び非常勤の職員を含む。以下「職員」という。）が取り扱う準公金及び所属親睦会経

費（以下「準公金等」という。）について、取扱いの基準及び手続に関し必要な事項を定めることにより、会計事務の適正化と事故防止を図ることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この規程において「準公金」とは、会計法（昭和22年法律第35号）及び病院局財務規程（平成18年病院局企業管理規程第15号）の適用を受けない現金及び預金（以下「現金等」という。）で、職員が職務上出納又は保管する次に掲げるものをいう。

- （1）協議会等資金 協議会、協会、実行委員会等であって、経営管理課及び病院（以下「所属」という。）が事務局となり、職員が会計事務を行っている団体（法人格を有する団体及びその団体の支部（本部と一体となって事業及び経理を行っている支部に限る。）を除く。以下「協議会等」という。）の所有に属する現金等をいう。
- （2）その他の資金 協議会等の所有に属さない、実費として徴収した公金収納しない現金等又は私人の所有に属する現金等をいう。

2 この規程において、「所属親睦会経費」とは、職員が出納又は保管する所属単位の親睦会の所有に属する現金等をいう。

（準公金の取扱基準）

第 3 条 所属長は、所属内の準公金について、次に掲げるいずれかの要件を満たす場合に限り、職員に取り扱わせることができる。

- （1）準公金を取り扱うことが公共性を有すること。
  - （2）準公金を取り扱うことが県の処理すべき事務と密接な関係を有すること。
- 2 所属長は、協議会等資金のうち、他の公共団体又は民間団体と共同で運営する協議会等に係るものについては、当該協議会等の運営を県が主体となつて行う必要があるなど合理的な理由がある場合に限り、職員に取り扱わせることができる。
- 3 所属長は、所属内の準公金について、職員が取り扱う妥当性及び必要性を常に検証し、その取扱いの見直しに努めなければならない。

（準公金の取扱指針）

第 4 条 職員は、準公金の出納又は保管については、公金に準じて厳正に取り扱わなければならない。

- 2 所属長は、所属内の準公金について、取扱いの実態を把握するとともに、厳正に取り扱うよう職員を指導することにより、事故防止に努めなければならない。

（出納責任者）

第 5 条 所属長は、準公金の会計事務の適正な執行を図るために、準公金ごとに出納責任者を定めるものとし、経営管理課にあっては課長補佐以上、病院にあっては総務課長（これに準ずる職を含む。）以上の職の者を充てるものとする。

（出納責任者の責務）

第 6 条 準公金の出納責任者は、自らの役割と責任を自覚し、次に掲げる事項を実施しなければならない。

- （1）準公金の会計担当者を指導及び監督すること。
- （2）会計事務の方法及び金銭出納簿等の様式を定めた会計事務取扱規程を整備すること。
- （3）収入、支出及び精算の行為について、適正に処理されているかを確認するとともに、年 2 回以上定期的に出納に関する証拠書類を点検し、その結果を所属長に報告すること。
- （4）準公金を預金口座で管理している場合は、その預金口座の届出印を、やむを得ない場合を除き自らの個人印とし、自らが管理するとともに、その預金口座の通帳を準公金の会計担当者以外の者に管理させること。

（会計事務の方法等）

第 7 条 準公金の会計担当者は、次に掲げる事項を遵守して、会計事務を行わなければならない。

- （1）原則として個別の預金口座によって管理すること。
- （2）収入金を受け入れるときは、その金額及び内訳等を記載した収入調書を作成し、前条第 2 号の会計事務取扱規程で定める決裁権者（以下「決裁権者」という。）の決裁を受けること。
- （3）支出するときは、その金額及び内訳等を記載した支出調書を作成し、決裁権者の決裁を受けること。
- （4）収入又は支出に際しては、原則として口座振替の方法を用いること。
- （5）収入又は支出における証拠書類を整理保管し、5 年間保存すること。
- （6）人事異動等により会計事務を引き継ぐ場合には、預金通帳、帳簿その他の証拠書類を添えた引継書を作成して引き継ぎを行うこと。

（所属親睦会経費への準用）

第 8 条 第 4 条から第 6 条までの規定は、所属親睦会経費について準用する。

- 2 所属親睦会経費の出納責任者は、前条各号に掲げる事項を遵守して会計事務を行うよう所属親睦会経費の会計担当者を指導しなければならない。

（検査及び措置の要求等）

第 9 条 病院事業の管理者（以下「管理者」という。）は、準公金等の取扱いに関し必要があると認めるときは、関係書類を検査し、所属長に取扱事務に関する報告を求めることができる。

- 2 管理者は、前項の規定による検査の結果、改善を要する事項又は検討を要する事項があると認めるときは、所属長に対して必要な措置を講ずることを求めることができる。
- 3 所属長は、前項の規定により講じた措置を、速やかに、管理者に報告しなければならない。

（委任）

第10条 この規程に定めるもののほか、準公金等の会計事務の適正化及び事故防止に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

## 附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

## 人事委員会規則

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年2月28日

宮崎県人事委員会委員長 黒 木 奉 武

## 宮崎県人事委員会規則第1号

## 職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和28年宮崎県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
別表（第1条の6関係） ア 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間の基礎在職期間における職員の区分についての表	別表（第1条の6関係） ア 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間の基礎在職期間における職員の区分についての表
[略]	[略]
第4号区分 1～5 [略] 6 平成8年4月以後平成18年3月以前の県給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの（第1号区分の項第4号、第2号区分の項第6号及び第3号区分の項第6号に掲げる者を除く。） 7 [略] 8 平成8年4月以後平成18年3月以前の県給与条例の医療職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級又は7級であったもの 9 平成8年4月以後平成18年3月以前の県給与条例の医療職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの 10・11 [略]	第4号区分 1～5 [略] 6 平成8年4月以後平成18年3月以前の県給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの（第1号区分の項第4号、第2号区分の項第6号及び第3号区分の項第6号に掲げる者を除く。） <u>のうち人事委員会の定めるもの</u> 7 [略] 8 平成8年4月以後平成18年3月以前の県給与条例の医療職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であ <u>ったものうち人事委員会の定めるもの</u> 又は7級であったもの 9 平成8年4月以後平成18年3月以前の県給与条例の医療職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であ <u>ったものうち人事委員会の定めるもの</u> 10・11 [略]
第5号区分 1～5 [略] 6 平成8年4月以後平成18年3月以前の県給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの 7 [略] 8 平成8年4月以後平成18年3月以前の県給与条例の医療職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったものうち人事委員会の定めるもの 9 平成8年4月以後平成18年3月以前の県給与条例の医療職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であ	第5号区分 1～5 [略] 6 平成8年4月以後平成18年3月以前の県給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの <u>又は5級であったもの（第1号区分の項第4号、第2号区分の項第6号、第3号区分の項第6号及び第4号区分の項第6号に掲げる者を除く。）</u> 7 [略] 8 平成8年4月以後平成18年3月以前の県給与条例の医療職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったものうち人事委員会の定めるもの <u>又は6級であったもの（第4号区分の項第8号に掲げる者を除く。）</u> 9 平成8年4月以後平成18年3月以前の県給与条例の医療職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であ



	<p>ったもの</p> <p>10・11 [略]</p>		<p>ったものうち人事委員会の定めるもの又は6級であったもの(第4号区分の項第9号に掲げる者を除く。)</p> <p>10・11 [略]</p>
第6号区分	<p>1～4 [略]</p> <p>5 平成8年4月以後平成18年3月以前の県給与条例の教育職給料表(二)等の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったものうち人事委員会の定めるもの又は3級であったもの(第5号区分の項第5号に掲げる者を除く。)</p> <p>6～8 [略]</p> <p>9 平成8年4月以後平成18年3月以前の県給与条例の医療職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</p> <p>10・11 [略]</p>	第6号区分	<p>1～4 [略]</p> <p>5 平成8年4月以後平成18年3月以前の県給与条例の教育職給料表(二)等の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級若しくは2級であったものうち人事委員会の定めるもの又は3級であったもの(第5号区分の項第5号に掲げる者を除く。)</p> <p>6～8 [略]</p> <p>9 平成8年4月以後平成18年3月以前の県給与条例の医療職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの(第7号区分の項第9号に掲げる者を除く。)</p> <p>又は5級であったもの(第5号区分の項第9号に掲げる者を除く。)</p> <p>10・11 [略]</p>
第7号区分	<p>1～4 [略]</p> <p>5 平成8年4月以後平成18年3月以前の県給与条例の教育職給料表(二)等の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの(第6号区分の項第5号に掲げる者を除く。)</p> <p>のうち人事委員会の定めるもの</p> <p>6・7 [略]</p> <p>8 平成8年4月以後平成18年3月以前の県給与条例の医療職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったものうち人事委員会の定めるもの又は3級若しくは4級であったもの</p> <p>9 平成8年4月以後平成18年3月以前の県給与条例の医療職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったものうち人事委員会の定めるもの又は3級であったもの</p> <p>10・11 [略]</p> <p>[略]</p>	第7号区分	<p>1～4 [略]</p> <p>5 平成8年4月以後平成18年3月以前の県給与条例の教育職給料表(二)等の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級又は2級であったもの(第6号区分の項第5号に掲げる者を除く。)</p> <p>のうち人事委員会の定めるもの</p> <p>6・7 [略]</p> <p>8 平成8年4月以後平成18年3月以前の県給与条例の医療職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったものうち人事委員会の定めるもの又は4級であったもの</p> <p>9 平成8年4月以後平成18年3月以前の県給与条例の医療職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級又は4級であったものうち人事委員会の定めるもの</p> <p>10・11 [略]</p> <p>[略]</p>
イ 平成18年4月1日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表		イ 平成18年4月1日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表	
[略]		[略]	
第4号区分	<p>1～4 [略]</p> <p>5 平成18年4月以後の県給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの(第1号区分の項第3号、第2号区分の項第5号及び第3号区分の項第5号に掲げる者を除く。)</p> <p>6 [略]</p> <p>7 平成18年4月以後の県給与条例の医療職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級又は7級であったもの</p>	第4号区分	<p>1～4 [略]</p> <p>5 平成18年4月以後の県給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの(第1号区分の項第3号、第2号区分の項第5号及び第3号区分の項第5号に掲げる者を除く。)</p> <p>のうち人事委員会の定めるもの</p> <p>6 [略]</p> <p>7 平成18年4月以後の県給与条例の医療職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったものうち人事委員会の定めるもの又は7級であったもの</p>

	<p>8 平成18年4月以後の県給与条例の医療職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>9・10 [略]</p>		<p>の</p> <p>8 平成18年4月以後の県給与条例の医療職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの<u>のうち人事委員会の定めるもの</u></p> <p>9・10 [略]</p>
第5号区分	<p>1～4 [略]</p> <p>5 平成18年4月以後の県給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</p> <p>6 [略]</p> <p>7 平成18年4月以後の県給与条例の医療職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの<u>のうち人事委員会の定めるもの</u></p> <p>8 平成18年4月以後の県給与条例の医療職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</p> <p>9・10 [略]</p>	第5号区分	<p>1～4 [略]</p> <p>5 平成18年4月以後の県給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの<u>又は5級であったもの(第1号区分の項第3号、第2号区分の項第5号、第3号区分の項第5号及び第4号区分の項第5号に掲げる者を除く。)</u></p> <p>6 [略]</p> <p>7 平成18年4月以後の県給与条例の医療職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの<u>のうち人事委員会の定めるもの又は6級であったもの(第4号区分の項第7号に掲げる者を除く。)</u></p> <p>8 平成18年4月以後の県給与条例の医療職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの<u>のうち人事委員会の定めるもの又は6級であったもの(第4号区分の項第8号に掲げる者を除く。)</u></p> <p>9・10 [略]</p>
第6号区分	<p>1～3 [略]</p> <p>4 平成18年4月以後の県給与条例の教育職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの<u>のうち人事委員会の定めるもの、特2級であったもの又は3級であったもの(第5号区分の項第4号に掲げる者を除く。)</u></p> <p>5～7 [略]</p> <p>8 平成18年4月以後の県給与条例の医療職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</p> <p>9・10 [略]</p>	第6号区分	<p>1～3 [略]</p> <p>4 平成18年4月以後の県給与条例の教育職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が<u>1級若しくは2級</u>であったもの<u>のうち人事委員会の定めるもの、特2級であったもの又は3級であったもの(第5号区分の項第4号に掲げる者を除く。)</u></p> <p>5～7 [略]</p> <p>8 平成18年4月以後の県給与条例の医療職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの<u>(第7号区分の項第8号に掲げる者を除く。)</u> <u>又は5級であったもの(第5号区分の項第8号に掲げる者を除く。)</u></p> <p>9・10 [略]</p>
第7号区分	<p>1～3 [略]</p> <p>4 平成18年4月以後の県給与条例の教育職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの(第6号区分の項第4号に掲げる者を除く。)のうち人事委員会の定めるもの</p> <p>5・6 [略]</p> <p>7 平成18年4月以後の県給与条例の医療職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が<u>2級</u>であったもの<u>のうち人事委員会の定めるもの又は3級若しくは4</u></p>	第7号区分	<p>1～3 [略]</p> <p>4 平成18年4月以後の県給与条例の教育職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が<u>1級又は2級</u>であったもの(第6号区分の項第4号に掲げる者を除く。)のうち人事委員会の定めるもの</p> <p>5・6 [略]</p> <p>7 平成18年4月以後の県給与条例の医療職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が<u>3級</u>であったもの<u>のうち人事委員会の定めるもの又は4級</u>であったもの</p>

<p>級であったもの 8 平成18年4月以後の県給与条例の医療職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち人事委員会の定めるもの又は3級であったもの の 9・10 [略]</p>	<p>の 8 平成18年4月以後の県給与条例の医療職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級又は4級であったもののうち人事委員会の定めるもの の 9・10 [略]</p>
<p>[略]</p>	<p>[略]</p>

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成23年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成8年4月1日以後適用されている職員の給与に関する条例（昭和29年宮崎県条例第40号）の医療職給料表(三)の適用を受けていた者で平成23年3月1日から平成25年3月31日までに退職したもののうち、この規則による改正後の職員の退職手当に関する条例施行規則別表（以下「改正後の別表」という。）の規定により計算した退職手当の調整額の額が、この規則による改正前の職員の退職手当に関する条例施行規則別表の規定により計算した退職手当の調整額の額に達しないこととなるものには、改正後の別表の規定により計算した退職手当の調整額のほか、その差額に相当する額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を退職手当の調整額として支給する。

- (1) 平成23年3月1日から平成23年3月31日までに退職した職員 100分の75
- (2) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までに退職した職員 100分の50
- (3) 平成24年4月1日から平成25年3月31日までに退職した職員 100分の25

**選挙管理委員会告示**

**宮崎県選挙管理委員会告示第9号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成23年2月14日現在次のとおりである。

平成23年2月28日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川崎浩康  
 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 18,710人  
 選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 222,583人

**宮崎県選挙管理委員会告示第10号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成23年2月14日現在次のとおりである。

平成23年2月28日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川崎浩康  
 東臼杵郡選挙区 8,587人

**宮崎県選挙管理委員会告示第11号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項及び第7条並びに第17条第1項の規定により、政党その他の政治団体から設立及び異動並びに解散の届出があったので、同法第7条の2第1項及び第17条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成23年2月28日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川崎浩康

1 設立届

○その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
川越昇後援会	水本時章	川越美幸	日南市北郷町郷之原乙1996番地3	平成22年11月1日
原勝信後援会	原龍介	原マユミ	小林市真方488-7	平成22年11月5日
ふちがみ貞継後援会	赤崎正一	吉野王博	小林市野尻町三ヶ野山1588	平成22年11月5日
淵上さとの後援会	淵上智	淵上千代子	児湯郡高鍋町大字北高鍋785番地1	平成22年11月5日
林一彦後援会	江藤孝一	高橋晴雄	日南市星倉一丁目3番地11	平成22年11月11日
今を考え未来を創る林田幸雄後援会	森田日佐人	林田一枝	児湯郡川南町大字川南2670番地3	平成22年11月16日



## 2 異動届

## ○政党

政治団体の名称	異 動 事 項	異 動 後	異 動 前	届出年月日
自由民主党南郷支部	政 治 団 体 の 名 称	自由民主党南郷支部	自由民主党南郷町支部	平成22年11月2日

## ○その他の政治団体

政治団体の名称	異 動 事 項	異 動 後	異 動 前	届出年月日
渡辺創後援会	主たる事務所の所在地	宮崎市東大宮2-3-21	宮崎市江平西1-1-32 ハイシェンアラジビル 201	平成22年11月4日
	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第19条の7第1項第1号及び法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	
宮崎県中古自動車販売政治連盟	会 計 責 任 者	渡 邊 豊 重	佐 藤 薫	平成22年11月5日
松村ひでとし後援会	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	平成22年11月10日
外山与後援会	代 表 者	田 中 忠	山 内 英 資	平成22年11月11日
内野宮まさよし後援会	代 表 者	杉 尾 文 敏	森 本 南 海	平成22年11月12日
宮崎民社協会	主たる事務所の所在地	宮崎市別府町3-9 労働福祉会館4F 宮崎県友愛連絡会内	宮崎市広島1-11-8 労働福祉会館別館2F 宮崎県友愛連絡会内	平成22年11月17日
宮崎民社協会宮崎総支部	主たる事務所の所在地	宮崎市別府町3-9 労働福祉会館4F 宮崎県友愛連絡会内	宮崎市広島1-11-8 労働福祉会館別館2F 宮崎県友愛連絡会内	平成22年11月17日
松村ひでとし ささえあう会	政 治 団 体 の 名 称	松村ひでとし ささえあう会	松村ひでとし後援会	平成22年11月30日
	主たる事務所の所在地	宮崎市大字田吉5729-3	日南市星倉3丁目7-4	
	代 表 者	長 尾 定 明	田 中 義 春	
	会 計 責 任 者	津 久 江 清 一	外 山 孝	

## 3 解散届

## ○政党

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
自由民主党宮崎大樹支部	奈 須 吉 治	三 浦 真 志	宮崎市生目台東1-6-2	平成22年11月11日

## ○その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
えびの政策研究会	鬼 川 利 男	赤 川 一 郎	えびの市大字池島 493番地	平成22年11月24日
おにかわ利男後援会	馬 場 富 芳	赤 川 一 郎	えびの市大字池島 493番地	平成22年11月24日
輝くえびのを創る市民の会	池 田 憲 行	鬼 川 直 也	えびの市大字池島 493番地	平成22年11月24日

## 宮崎県選挙管理委員会告示第12号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、解散した政治団体の代表者及び会計責任者から提出された収入及び支出に関する報告書の要旨は、次のとおりである。

平成23年2月28日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川 崎 浩 康

(政党)

政治団体の名称 自由民主党宮崎大樹支部  
(平成22年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

11,611円

ア 前年繰越額

11,608円

イ 本年收入額

3円

(2) 支出総額

11,611円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

カ その他の収入	3円
合 計	3円

(2) 支出の内訳

ア 経常経費	9,611円
(イ) 事務所費	9,611円
イ 政治活動費	2,000円
(フ) 組織活動費	2,000円
合 計	11,611円

(その他の政治団体)

政治団体の名称 えびの政策研究会  
(平成22年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	30,012円
ア 前年繰越額	30,001円
イ 本年收入額	11円
(2) 支出総額	0円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳	
カ その他の収入	11円
合 計	11円

政治団体の名称 おにかわ利男後援会  
(平成22年分)

1 異動届  
○その他の政治団体

資金管理団体の名称	異 動 事 項	異 動 後	異 動 前	届出年月日
渡辺創後援会	公 職 の 種 類	県議会議員（候補者）	参議院議員（候補者）	平成22年11月4日
	事 務 所 所 在 地	宮崎市東大宮2-3-21	宮崎市江平西1-1-32 ハイシティアラジンビル 201	

2 取消届  
○その他の政治団体

届出者	公職の種類	資金管理団体の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
鬼川利男	えびの市長	えびの政策研究会	鬼川利男	えびの市大字池島 493番地	平成22年11月24日

**正 誤**

平成22年12月2日付け県公報（第2240号）中

ページ	行	誤	正
6	23	を誓約する書面	を誓約する書面

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	5,690円
ア 前年繰越額	5,663円
イ 本年收入額	27円
(2) 支出総額	0円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳	
カ その他の収入	27円
合 計	27円

政治団体の名称 輝くえびのを創る市民の会  
(平成22年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	8,801円
ア 前年繰越額	8,793円
イ 本年收入額	8円
(2) 支出総額	0円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳	
カ その他の収入	8円
合 計	8円

**宮崎県選挙管理委員会告示第13号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、資金管理団体届出事項の異動及び指定取消の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成23年2月28日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川崎浩康